

新潟県工業技術総合研究所公的研究費の 運営・管理に係る不正防止の基本方針

新潟県工業技術総合研究所における研究活動の不正防止に関する規程（平成28年4月1日施行、平成28年10月1日改定）第3条に基づき、不正防止の基本方針を定める。

- 1 研究活動の実施および公的研究費の執行にあたり、県の規定、国及び研究費の配分機関等の定める指針、ガイドライン等を遵守する。
- 2 不正行為を防止する対策を強力に推進するため、コンプライアンス責任者、コンプライアンス副責任者を配置する。
- 3 不正行為を防止するため、職員のとるべき行動を明確にする。
- 4 不正行為の防止に関する規程、運用ルールは最新の法令、指針、ガイドラインに沿って随時見直し、明確にすると共に、不正防止対策に関する職員の意識向上を図る。
- 5 不正行為が判明した場合には、当該者に対する厳正な措置について所管課、配分機関等と協議するとともに、不正行為を行った要因を把握し、再発防止へ向けた対策を講じる。

平成28年10月1日

新潟県工業技術総合研究所長